
文化庁における日本語教育施策

平成26年9月20日(土)

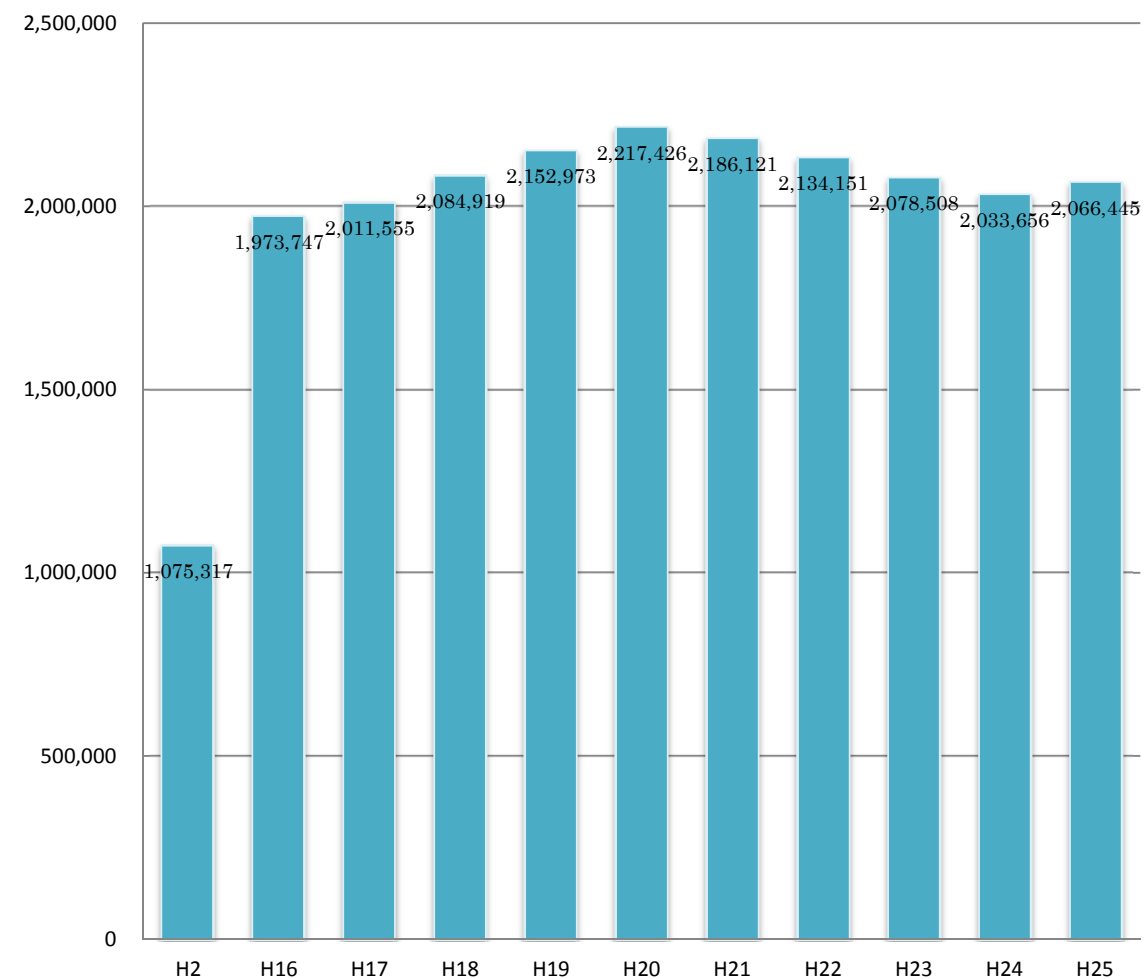
文化庁文化部国語課

課長 岸本 織江

国内の日本語学習者数等の推移

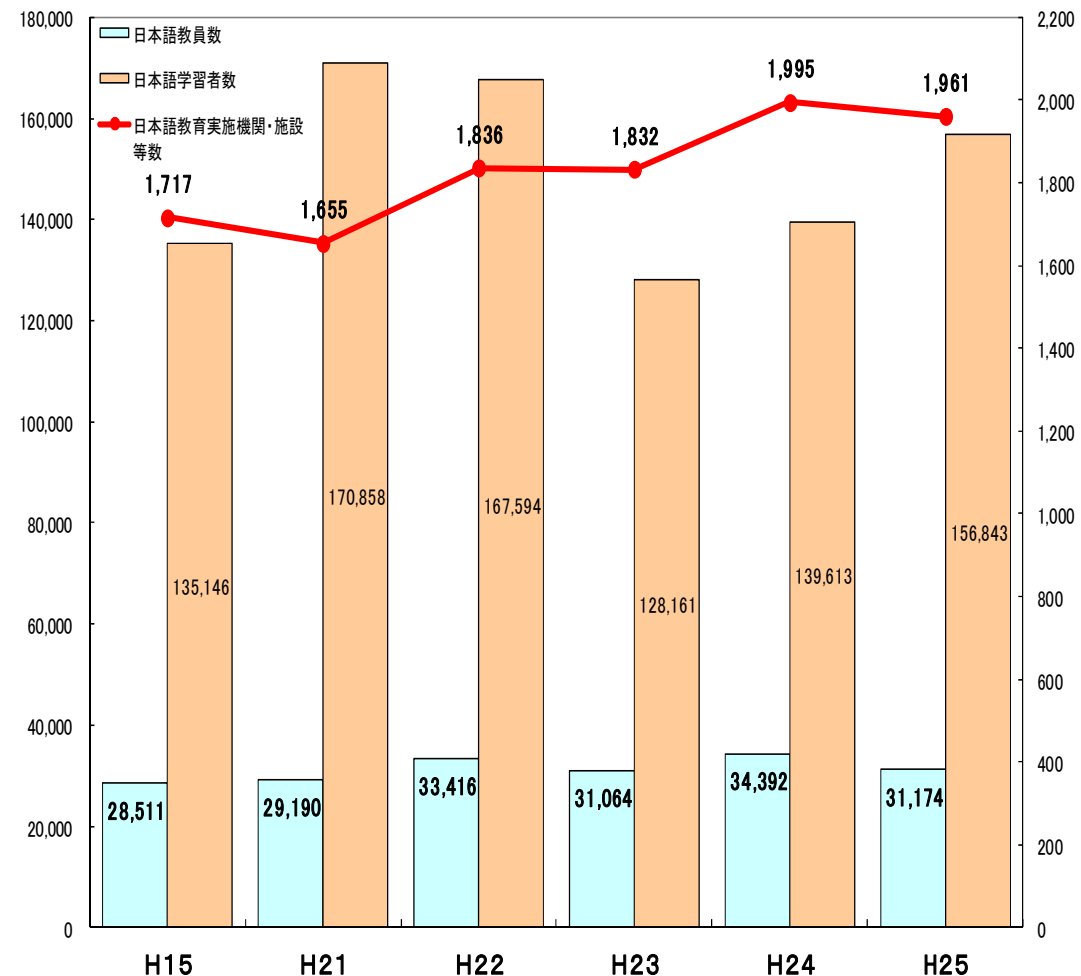
- 平成25年末現在で、在留外国人数は約207万人となり、我が国人口の約1.6%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にあり、平成25年には、平成2年と比較して倍増の約16万人。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、その後回復の兆しを見せている。

在留外国人数の推移



※H23までは外国人登録者数、H24以降は在留外国人数。
いずれも法務省調べ（各年末現在）

国内の日本語学習者数等の推移

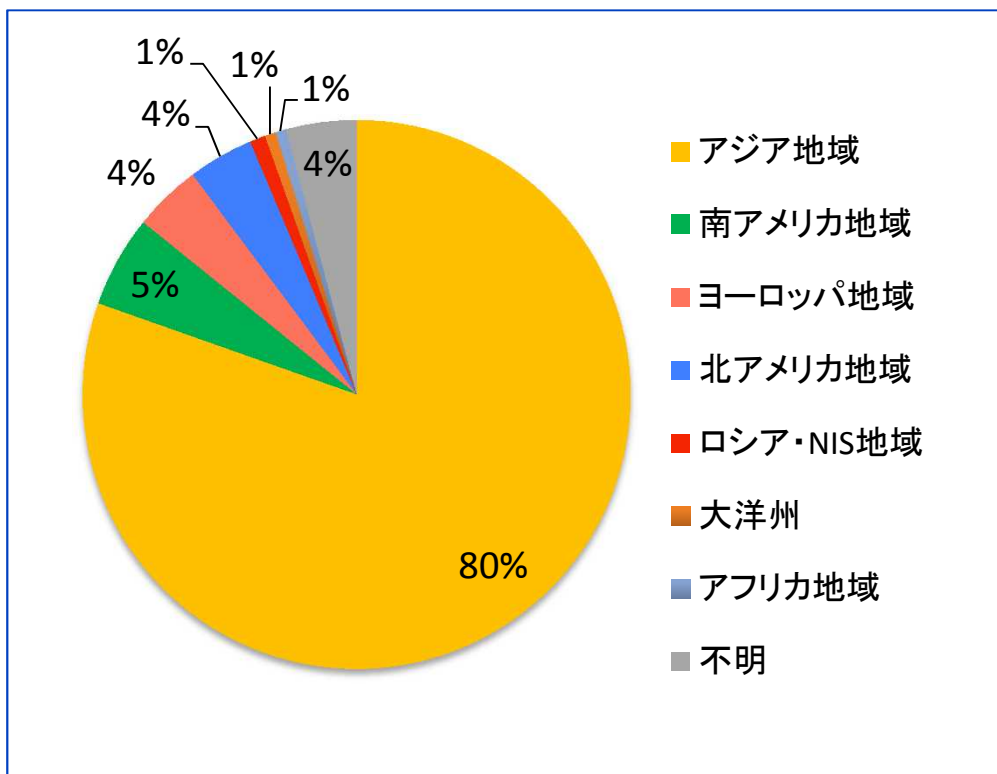


※文化庁調べ（各年11月1日現在）

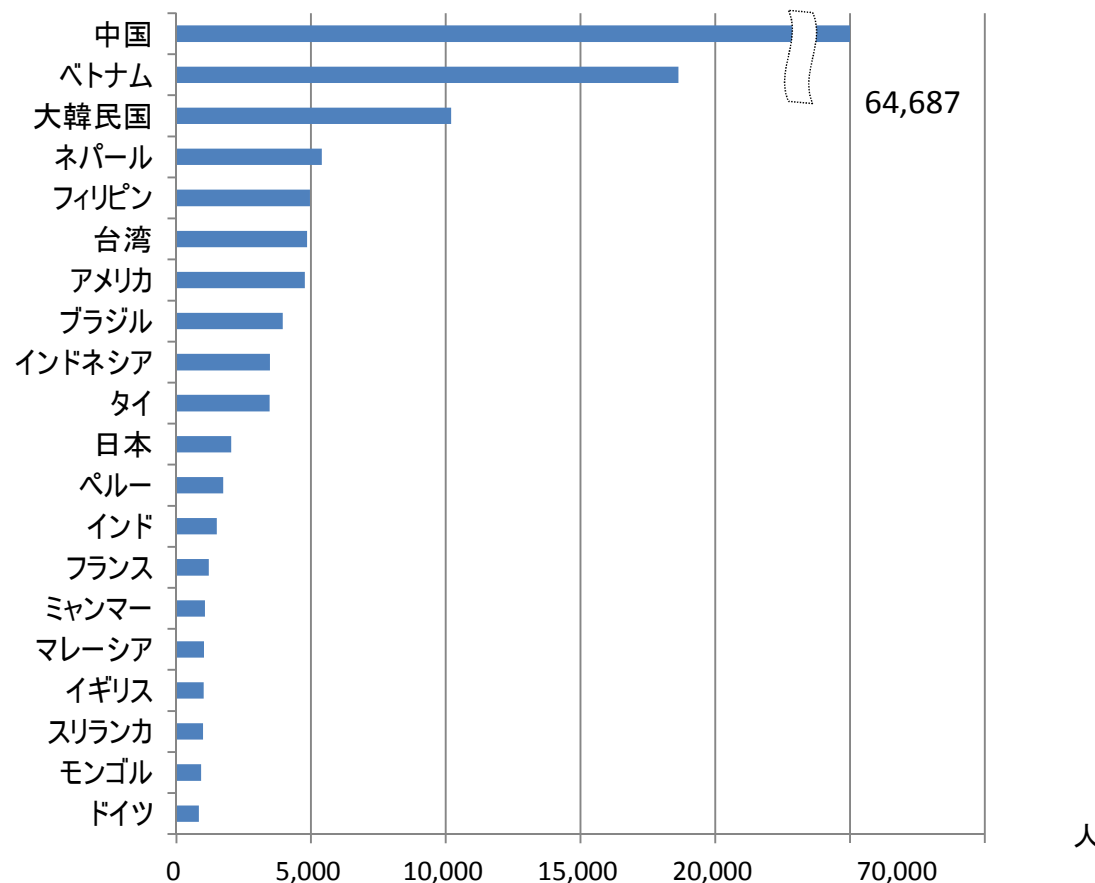
外国人に対する日本語教育の推進－国内における日本語学習者について－

- 国内の日本語学習者数16万人のうち、8割をアジア地域の出身者が占める。
- 国・地域別では、中華人民共和国が6万5千人と最も多く、ベトナム、大韓民国、ネパールと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数 (上位20か国・地域)



※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」 平成25年11月1日現在

外国人に対する日本語教育の推進

(平成25年度予算額 216百万円)
 平成26年度予算額 212百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「カリキュラム案活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」及び④「日本語能力評価」(平成24年1月)、⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)を取りまとめ。同報告で整理した論点について意見やデータを収集・整理し日本語教育小委員会において⑦「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめ。

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(25年度予算額 164百万円)
 26年度予算額 155百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等に準拠した取組

「標準的なカリキュラム案」等に準拠し、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の養成及び教材の作成を支援

・地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援

○地域日本語教育コーディネーター研修

一定の経験を有し、日本語教育プログラムの編成やその実施に必要な連携・調整に携わっている者等を対象に研修を実施

○地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(25年度予算額 34百万円)
 26年度予算額 40百万円

条約難民及び第三国定住難民に対して、定住支援策として日本語教育を外部に委託して実施
 平成26年度は、パイロットケース事業終了後の受入体制等の検討のため、日本語能力及び日本語学習実態調査を定住後の第三国定住難民に対し実施

日本語教育に関する調査及び調査研究

(25年度予算額 5百万円)
 26年度予算額 8百万円

○日本語教育に関する実態調査

日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するための調査を実施

○日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究

日本語教育小委員会での11の論点の検討結果を踏まえた日本語教育を推進する調査研究を実施

日本語教育研究協議会等の開催

(25年度予算額 9百万円)
 26年度予算額 5百万円

○日本語教育研究協議会

「標準的なカリキュラム案」等を有効に活用する方法を解説したハンドブックを活用し、全国4か所で協議会を開催

○都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(25年度予算額 4百万円)
 26年度予算額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育に関する教材等を共有し、横断的に利用できる「NEWS」を運用するとともにコンテンツの充実を図る

○日本語教育推進会議等

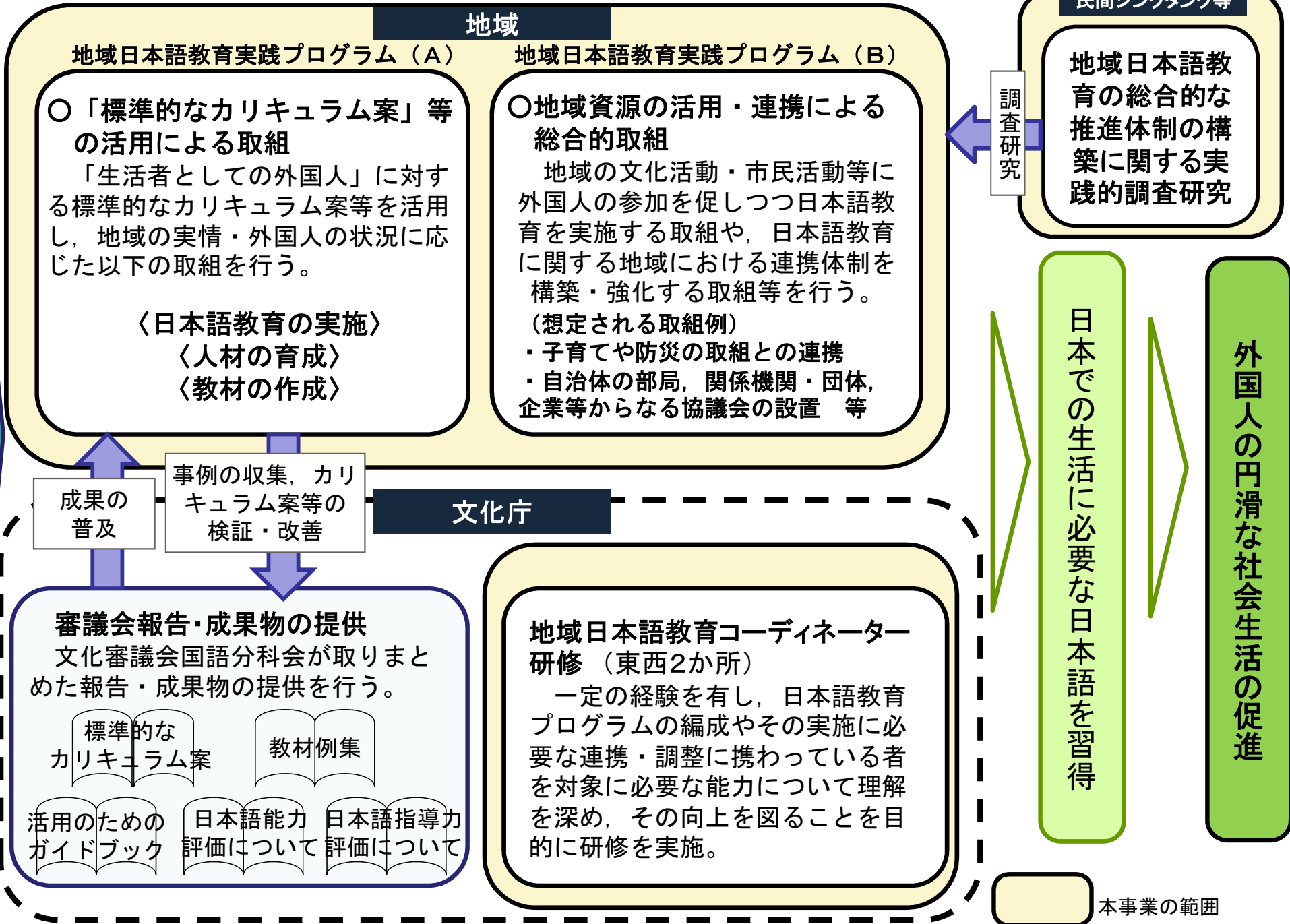
- ・日本語教育推進会議
 (参加団体) 29団体、下記の7府省
- ・日本語教育関係府省連絡会議
 (参加府省) 内閣府、総務省、法務省、外務省、文科省、厚労省、経産省

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

(平成25年度予算額164百万円)
平成26年度予算額155百万円

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策(Ⅱ国の施策)を講じていく必要



地域日本語教育コーディネーター研修①

1. 背景

○平成21年1月【日本語教育小委員会報告書】

「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

⇒ ・コーディネート機関・人材が必要。

・日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来業務として位置付け、それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。

○平成22年度より、地域日本語教育コーディネーター研修を実施。

「地域日本語教育のデザイン」を行うキーパーソンを育成。

2. 地域日本語教育コーディネーター研修（H26年度）について（1）

① 研修の目的

・地域において日本語指導者に対する指導的な役割を果たしている者等を対象に「地域日本語教育コーディネーター」に必要な能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修を開催する。

地域日本語教育コーディネーターの役割

問題把握・課題設定	地域日本語教室の現状及び問題の把握と課題の設定
ファシリテーション	課題解決のプロセスの可視化による活動の推進
連携（ネットワーク）	組織内外の調整や地域・組織・人の力をつなぐことによる協働の推進
リソースの把握・活用	日本語教育のリソースの把握と課題に応じた適切な活用
方法の開発	「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法の開発

② 研修の対象者・定員

次の (i) , (ii) のいずれかに該当し、

(i) 地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成に携わっている者

(ii) 日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者

かつ、以下の条件を満たす者（東西各20名）

地域日本語教育に関する経験3年以上を有し、地方公共団体（都道府県及び市区町村（教育委員会を含む））、国際交流協会、又は社会福祉協議会が推薦する者。

地域日本語教育コーディネーター研修②

2. 地域日本語教育コーディネーター研修（H26年度）について（2）

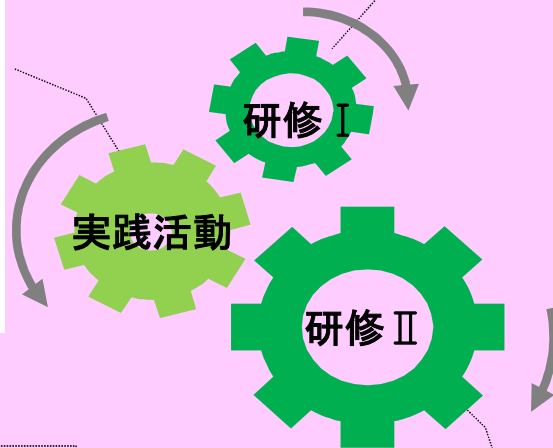
③研修の内容・期間

・研修は、(i)研修Ⅰ（講義及び演習）、(ii)実践活動、(iii)研修Ⅱの三部構成。研修Ⅰを10月（西日本地域）及び11月（東日本地域）に開催し、約3か月間の実践活動の後、その成果を研修Ⅱで発表・共有（ポスターセッション形式）し、今後の実践につなげる。

(ii)
【東日本地域】
平成26年11月～平成27年3月（約4か月）
【西日本地域】
平成26年11月～平成27年2月（約4か月）

・受講者それぞれの地域で研修Ⅰで設定した課題に基づき、実践活動を行う。

※演習・実践・発表のプロセスを通じて、相互に学び合い、コーディネーターの役割について理解を深め、その向上を図る。



(i)
【東日本地域】
平成26年11月5日（水）
～6日（木）
【西日本地域】
平成26年10月22日（水）
～23日（木）

・コーディネーターの役割に関する講義、地域における日本語教育の実践事例報告、日本語教室の運営や教室活動を考える演習などを行い、実践活動で取り組む課題を設定する。

(iii)
【東日本地域】平成27年3月13日（金）
【西日本地域】平成27年3月6日（金）

・実践活動の結果を踏まえ、その成果や課題について発表・検討を行う。

④研修の主催、場所等

主催

文化庁

開催地

東日本地域：東京
西日本地域：大阪

経費等

本研修の受講は無料とするが、研修受講に要する旅費、滞在費等は受講者の負担とする。

政府の難民に対する定住支援体制

定住支援体制

難民対策連絡調整会議
(平成14年8月7日発足)

事務局
(内閣官房)

- 外務省
センターの運営,
生活費の支給等
- 文化庁
日本語教育
- 厚生労働省
職業訓練
職業あっせん

- ・ 警察庁
- ・ 総務省
- ・ 法務省
- ・ 財務省
- ・ 農林水産省
- ・ 文部科学省
- ・ 経済産業省
- ・ 国土交通省
- ・ 海上保安庁

受託団体〔平成26年度〕
(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部

条約難民・
第三国定住難
民の定住支援



効果

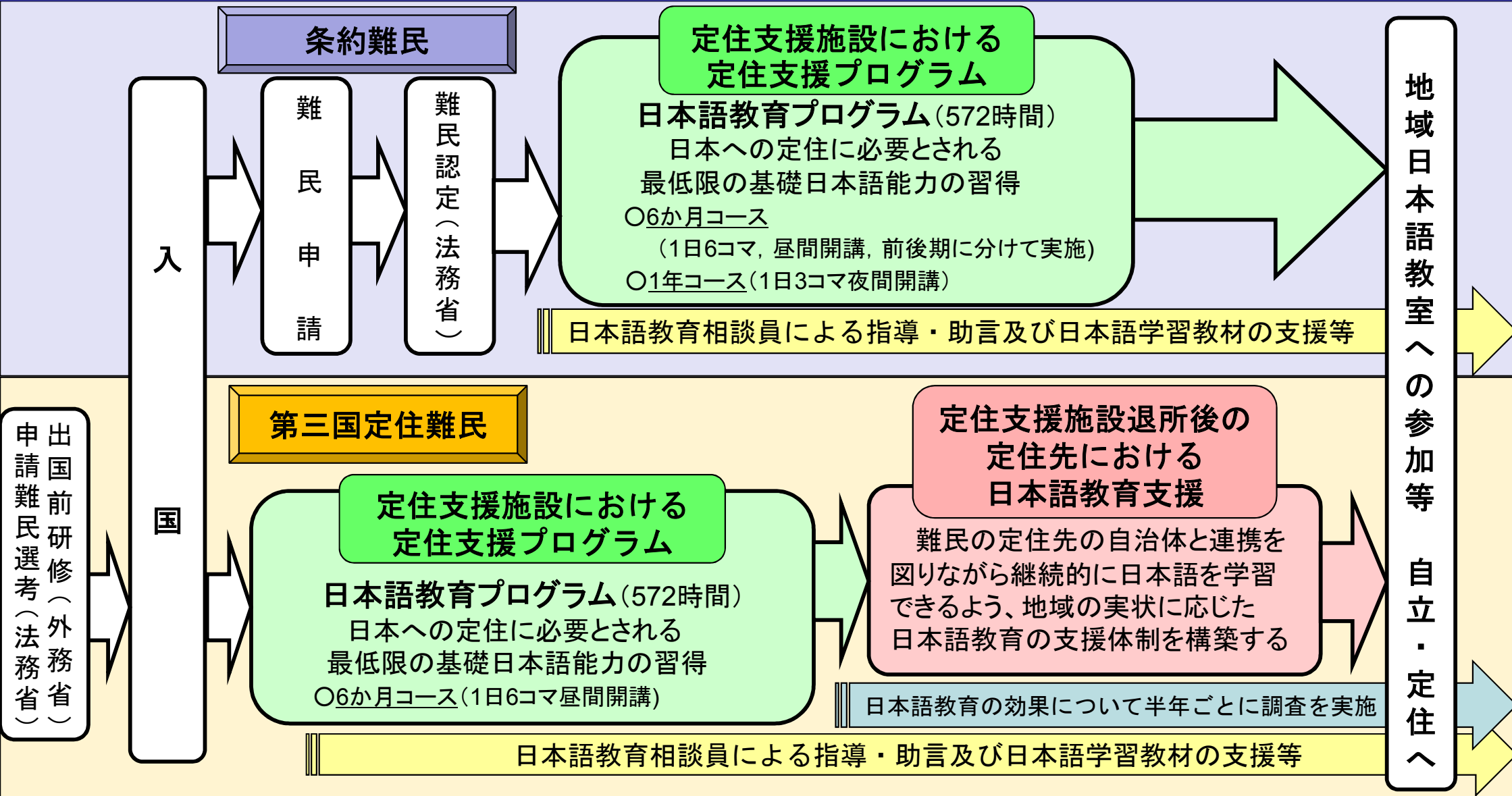
- 難民の受入れ・定住促進による国際社会の一員としての責任の遂行（※日本は昭和56年に「難民の地位に関する条約」、昭和57年に「難民の地位に関する議定書」に加入、第三国定住難民の受入れはアジア初。）
- 多文化共生の地域社会の形成

条約難民	<p>「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。</p> <p>(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者。</p>
第三国定住難民	<p>難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。</p> <p>(他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)</p>

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

(平成25年度予算額 34百万円)

平成26年度予算額 40百万円



難民対策連絡調整会議

パイロット事業期間は、平成26年度末まで

定住後の第三国定住難民の日本語能力及び日本語学習実態調査)

今後の受入れ体制等の検討に資するため、第三国定住難民の定住後の実態についてインドシナ・条約難民との比較を含めた調査・研究を実施する

日本語教育研究協議会等の開催

(平成25年度予算額 9百万円)
平成26年度予算額 5百万円

事業の経緯・目的

- 平成2年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、在留外国人は平成2年末の約108万人から平成25年末の約206万人、平成2年に約6万人だった日本語学習者数は、平成25年には約16万人となり、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加。
- 文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において
 - ①「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(平成22年5月)
 - ②「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック(平成23年1月)
 - ③「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集(平成24年1月)
 - ④「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について(平成24年1月)
 - ⑤「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について(平成25年2月)を取りまとめた。
- 日本語教育小委員会に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」において「日本語教育に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)を取りまとめた。
- 平成25年度は11の論点について広く意見収集を行い、「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)」(平成26年1月)を取りまとめた。

日本語教育研究協議会

- 【目的】カリキュラム案等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進
- 【参加者】日本語指導者等
- 【開催場所】例年開催している東京に新たに全国3地域(福島・大阪・熊本)を加え実施
- 【参加者数】東京は約500名。ほかの3地域は各約100名
- 【主な内容】
 - ・ハンドブックの解説
 - ・カリキュラム案等を活用するための演習
 - ・カリキュラム案等を活用した取組の事例発表

都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

- 【目的】日本語教育施策の企画立案能力の向上
- 【参加者】自治体の日本語教育担当者
- 【開催場所】東京(8月1日)
- 【参加者数】約80名
- 【主な内容】
 - ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
 - ・ハンドブックの解説

地域における日本語教育協議会

- 【目的】各地の日本語教育に関する取組の状況及び課題等の共有
- 【参加者】都道府県及び市区町村(地域国際化協会を含む)の日本語教育担当者
- 【開催場所】全国を4ブロックに分け、福島・東京・大阪・熊本で開催
- 【主な内容】
 - ・各地の日本語教育に関する課題についての情報共有及び検討

省庁連携日本語教育基盤整備事業

(平成25年度予算額 4百万円)
平成26年度予算額 4百万円

背景

- 政府においては、関係府省が、外国人政策の観点からそれぞれの目的に応じて日本語教育に関連する施策を推進。
- 日本語教育に関する具体的な事業は、関係府省の様々な関係機関等が、その目的等に応じ、主として対象者別に実施。
- 全体としての日本語教育施策・事業が必ずしも効果的・効率的に推進されていないという指摘がなされており、日本語教育を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

日本語教育を総合的に推進していく体制の基盤を構築するため、関係府省及び関係機関等が情報交換等を行う日本語教育推進会議を開催。加えて、関係機関等が独自に作成している教材等のコンテンツを共有するための、日本語教育コンテンツ共有システムを着実に運用する。



○日本語教育推進会議

- ・関係府省及び関係機関等が集まり、日本語教育に関する具体的な取組の現状・課題を把握するとともに、情報交換等を行う。
【平成24年1月23日(第1回),平成24年3月12日(第2回),平成24年9月21日(第3回),平成25年9月25日(第4回),平成26年9月24日(第5回)(予定)】

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- ・日本語教育に関する各種コンテンツ(教材,論文,報告書,団体・人材情報等)を共有し,①信頼性のある情報を,②確実に,かつ③効率的に探し出し,活用できる仕組みを構築。
(平成25年4月1日運用開始 <http://www.nihongo-ews.jp/>)
- ・日本語教育に関するコンテンツを収集し,更なる充実を図る。

